

# 環境情報検証報告書

株式会社ニッコー 御中

## 1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、株式会社ニッコーが作成した2024年度の「GHG排出量報告書(2025年10月31日)」、「水使用量報告書(2025年6月20日)」、「廃棄物排出量報告書(2025年10月31日)」(以下、「算定報告書」という。)が、同社により作成された「GHG排出量算定ルール(Scope1, 2, 3[カテゴリ1~3](エネルギー起源のみ))(2025年10月31日 改訂10版)」、「水使用量算定ルール(水道水・地下水のみ[本社/堺工場、東山工場、東京エリア])(2025年8月4日 改訂5版)」、「廃棄物排出量算定ルール(産業廃棄物のみ)(2025年10月31日 改訂6版)」(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2024年度とは、2024年4月1日から2025年3月31日までの期間をいう。

検証の目的は、算定報告書を客観的に評価し、同社の2024年度のScope1, 2, 3の温室効果ガス(GHG)排出量、エネルギー使用量、水使用量及び廃棄物排出量の算定の信頼性をより高めることにある。

## 2. 実施した検証の概要

当機構は、GHG排出量及びエネルギー使用量については「ISO14064-3」、水使用量及び廃棄物排出量については「ISAE3000」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲はScope1, 2のGHG排出量(エネルギー起源CO<sub>2</sub>)、Scope3のGHG排出量3カテゴリ(カテゴリ1, 2, 3)、エネルギー使用量、水使用量及び廃棄物排出量である。保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象それぞれの総量における5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は、株式会社ニッコーの本社/堺工場、東山工場及び国内営業所3拠点とした。

検証では、現地検証に先立って、算定ルール等の確認のため統括機能の検証を実施した。その後、サンプリングにより東京エリア及び東山工場にて現地検証を行った。現地検証では、各拠点における算定対象範囲の確認、GHG排出量・水使用量・廃棄物排出量のモニタリングポイントの確認、算定・集計体制の確認、活動量及び排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。Scope3のGHG排出量については、算定対象範囲の確認、算定シナリオとアロケーションの確認、算定・集計体制の確認及び活動量データについて根拠資料との突き合わせを行った。

## 3. 検証の結論

検証の対象とした算定報告書の2024年度のGHG排出量、エネルギー使用量、水使用量及び廃棄物排出量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

## 4. 留意事項

算定報告書の作成責任は株式会社ニッコーにあり、GHG排出量、エネルギー使用量、水使用量及び廃棄物排出量の検証の結論に関する責任は当機構にある。株式会社ニッコーと当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

常務理事 浅田 純 男

